



長野労働局発表（28-17）
平成28年6月23日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 小林 正茂
	室長補佐 矢沢 智
	TEL026-223-0555 FAX026-223-0591

長野県最低賃金の改正諮問

～長野地方最低賃金審議会 第2回総会（6月23日）を開催～

- 1 長野労働局長（岡崎直人）は、6月23日に開催された長野地方最低賃金審議会（岩崎徹也会長、以下「審議会」という。）において、長野県最低賃金の改正決定についての諮問を行いました。
- 2 長野県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用されるもので、昨年は審議会の18円引上げの答申を受け、この金額で長野労働局長が決定しましたので、現行の最低賃金額は **時間額 746円**（平成27年10月1日発効）となっています。
- 3 審議会では、県下の経済動向、雇用動向、賃金動向、関係労使の意見、賃金実態調査の結果、さらには地域における労働者の生計費と生活保護に係る施策との整合性に配慮して審議が進められることとなっています。